



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 1

平成24年10月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 37 新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例(行政改革推進室)
- 38 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 39 新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例(環境企画課)
- 40 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(防災企画課)
- 41 新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 42 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(職業能力開発課)
- 43 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(監理課)
- 44 新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例(道路管理課)
- 45 新潟県住宅の屋根雪対策条例(建築住宅課)
- 46 新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例(議事調査課)
- 47 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(交通規制課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

1 組織の見直し

委員会は、委員8人以内で組織することとしました。(第2条関係)

2 部会の設置

委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとしました。(第6条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（新潟県条例第39号）

1 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の改正に伴い、知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定めることとしました。(第2条及び別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第40号）

1 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県防災会議条例（第1条関係）

(2) 新潟県災害対策本部条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

1 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準の改正

食品の安全性の確保をより強化するため、業として生食用食肉の加工又は調理を行う施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとしました。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年1月1日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第42号）

1 能力開発校が実施する職業訓練の基準等

職業能力開発促進法の改正に伴い、能力開発校が実施する職業訓練の基準等を定めることとしました。(第4条～第9条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例（新潟県条例第43号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち流域下水道の構造の基準等並びに都市公園及び公園施設を設置する場合の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県流域下水道条例（第1条関係）

(2) 新潟県都市公園条例（第2条関係）

- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例（新潟県条例第44号）

- 1 道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等

道路法の改正に伴い、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めることとしました。(第4条～第46条関係)

- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県住宅の屋根雪対策条例（新潟県条例第45号）

- 1 目的

この条例は、高齢化が進展している本県において、住宅の屋根雪下ろしに係る事故における死傷者に対し高齢者が高い割合を占めている現状に鑑み、積雪期において住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、所有者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、住宅の屋根雪対策を推進するために必要な事項を定めることにより、高齢者をはじめとする県民の生命に関わる住宅の屋根雪下ろしに係る事故をなくし、もって積雪期において県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

- 2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策に関する基本的な施策を策定し、及び実施するものとする事としました。(第4条関係)

- 3 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

- 4 所有者等の役割

所有者等は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

- 5 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、克雪住宅の普及を図るよう努めるものとする事としました。(第7条関係)

- 6 克雪住宅の普及

県内において住宅を新築しようとする者にあつては当該住宅を、住宅の所有者にあつてはその県内において所有する住宅を、それぞれ克雪住宅とするよう努めるものとする事としました。(第9条関係)

- 7 住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保

住宅の屋根雪下ろしを行おうとする者は、住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境が整備されるまでの間、住宅の屋根雪下ろしを行う際には、安全な作業に適した作業衣の着用、転落等の事故の発生を未然に防止するための器具の使用その他安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとしました。(第10条関係)

8 空き家の屋根雪下ろし等に関する取組

所有者等は、その所有し、又は管理する空き家について、空き家の屋根雪下ろしその他保安上必要な管理を行うよう努めるものとするとし、県は、県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合として規則で定める場合には、市町村の求めに応じ、空き家の屋根雪下ろしその他必要な措置を講ずることができることとしました。(第11条関係)

9 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例（新潟県条例第46号）

1 事業者及び医療保険者の役割に関する規定の整備

事業者及び医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員又は被保険者が、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患^{くわう}の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの機会の確保に努めるものとする事としました。(第6条関係)

2 知事及び県教育委員会が実施する基本的施策の追加

県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するため、県民が定期的に歯科健診を受けること等の勧奨その他の必要な施策に関すること、児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること、口腔保健支援センターの設置の推進に関することその他の知事及び県教育委員会が実施する基本的施策を追加することとしました。(第11条関係)

3 にいがた健口文化推進月間

基本理念にのっとり、歯・口腔^{くわう}の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、11月1日から11月30日までをにいがた健口文化推進月間とすることとしました。(第13条関係)

4 公表

知事及び県教育委員会は、毎年度、基本的施策その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする事としました。(第14条関係)

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（新潟県条例第47号）

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めることとしました。(第2条～第4条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例
- (4) 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (5) 新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (8) 新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例
- (9) 新潟県住宅の屋根雪対策条例
- (10) 新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第37号

新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第2条 委員会は、委員<u>8人</u>以内で組織する。 2～4 (略) 第5条 (略) (部会) 第6条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 <u>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</u> <u>3 部会に、当該部会に属する委員の互選により、部会長を置く。</u> <u>4 部会長は、部会の会務を掌理する。</u> <u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u> <u>6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。</u> <u>7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u> 第7条 (略) 第8条 (略)	(組織) 第2条 委員会は、委員<u>5人</u>以内で組織する。 2～4 (略) 第5条 (略) 第6条 (略) 第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第38号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（法第10条第1項に規定する条例で定める法人） 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) <u>えちごトキめき鉄道株式会社</u> (2)・(3) （略）	（法第10条第1項に規定する条例で定める法人） 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) <u>新潟県並行在来線株式会社</u> (2)・(3) （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び法第29条第4項において準用する場合を含む。）及び法第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は特別保護指定区域（以下「指定猟法禁止区域等」という。）を表示する標識の寸法を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法)

第2条 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法は、別表のとおりとする。ただし、当該標識のうち、次の各号のいずれにも該当する場合の制札の寸法については、この限りでない。

- (1) 当該制札を既存工作物を利用して効果的に設置することができるとき。
- (2) 当該制札を容易に視認できるとき。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

標 識		寸 法		備 考
法第15条第13項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識	制札	表示面	1辺30センチメートル以上	立木竹等に固定させる場合にあっては、地上80センチメートル以上の場所で固定させること。
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
法第28条第9項において準用する法第15条第13項に規定する鳥獣保護区を表示する標識	標柱	地上120センチメートル以上		
		底面	1辺9センチメートル以上	
	制札	表示面	長辺45センチメートル以上 短辺36センチメートル以上	
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
		支柱の底面	1辺7センチメートル以上	
法第29条第4項において準用する法第15条第13項に規定する特別保護地区を表示する標識	標柱	地上120センチメートル以上		
		底面	1辺9センチメートル以上	
	制札	表示面	長辺45センチメートル以上 短辺36センチメートル以上	
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
		支柱の底面	1辺7センチメートル以上	
				左に掲げる寸法の木材と同等以上の強度を有する鉄材等を支柱に用

				いる場合にあっては、この限りでない。
法第34条第5項に規定する休猟区を表示する標識	標柱	地上120センチメートル以上		
		底面	1辺9センチメートル以上	
	制札	表示面	1辺30センチメートル以上	立木竹等に固定させる場合にあっては、地上80センチメートル以上の場所で固定させること。
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
法第35条第12項において準用する法第34条第5項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識	標柱	地上120センチメートル以上		
		底面	1辺9センチメートル以上	
	制札	表示面	長辺45センチメートル以上 短辺36センチメートル以上	
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
		支柱の底面	1辺7センチメートル以上	左に掲げる寸法の木材と同等以上の強度を有する鉄材等を支柱に用いる場合にあっては、この限りでない。
法第35条第12項において準用する法第34条第5項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識	制札	表示面	1辺30センチメートル以上	立木竹等に固定させる場合にあっては、地上80センチメートル以上の場所で固定させること。
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
省令第37条第1項に規定する特別保護指定区域を表示する標識	制札	表示面	長辺90センチメートル以上 短辺70センチメートル以上	
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	

注 この表において「表示面」とは、制札のうち、指定猟法禁止区域等である旨が表示された部分をいう。

新潟県条例第40号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(新潟県防災会議条例の一部改正)

第1条 新潟県防災会議条例(昭和37年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員及び専門委員) 第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、 <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、20人以内及び10人以内とする。</u> 2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、 <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 3・4 (略)	(委員及び専門委員) 第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内及び20人以内とする。</u> 2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 3・4 (略)

(新潟県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 新潟県災害対策本部条例(昭和37年新潟県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条第8項の規定に基づき、新潟県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条第7項の規定に基づき、新潟県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年7月12日までの間において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第8号の規定により任命される新潟県防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の新潟県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

新潟県条例第41号

新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「追加別表号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び追加別表号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1 共通基準 (1)～(7) （略） (8) 従事者の衛生管理 ア・イ （略） ウ 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） <u>第6条第2項</u> に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症若しくは同条第4項に規定する三類感染症の患者又は <u>同条第11項</u> に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、病原体を保有していないことが判明するまで食品等に直接接触する作業に従事させないこと。 エ～キ （略） (9)～(14) （略） 2 （略）	別表第1（第2条関係） 1 共通基準 (1)～(7) （略） (8) 従事者の衛生管理 ア・イ （略） ウ 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） <u>第6条第1項</u> に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症若しくは同条第4項に規定する三類感染症の患者又は <u>同条第10項</u> に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、病原体を保有していないことが判明するまで食品等に直接接触する作業に従事させないこと。 エ～キ （略） (9)～(14) （略） 2 （略）
別表第2（第3条関係） 1 共通基準 (1) （略） (2) 食品等、器具及び容器包装の取扱設備 ア～コ （略） <u>サ 生食用食肉の加工を行う場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>(7) 加工を行う設備は、他の設備と明確に区分された場所にあること。</u> <u>(イ) 加工を行う場所には、器具の洗浄及び消毒に必要な設備であって、生食用食肉の加工のための専用のものがあること。</u> <u>(ウ) 加工を行う場所には、手指の洗浄及び消毒に必要な設備であって、生食用食肉の加工のための専用のものがあること。</u> <u>(エ) 肉塊が接触する設備及び器具は専用のものを設け、及び備えること。</u> <u>(オ) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備があること。</u> <u>(カ) 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備があること。</u> <u>(キ) 同一の設備において加熱殺菌前の肉塊</u>	別表第2（第3条関係） 1 共通基準 (1) （略） (2) 食品等、器具及び容器包装の取扱設備 ア～コ （略）

<u>の冷蔵及び加熱殺菌後の肉塊の冷却又は冷蔵を行う場合の当該設備は、これらを区分して行うことができる構造であること。</u> シ <u>生食用食肉の調理を行う場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</u> (7) <u>調理を行う設備は、他の設備と明確に区分された場所にあること。</u> (イ) <u>調理を行う場所には、器具の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉の調理のための専用のものがあること。</u> (ウ) <u>調理を行う場所には、手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉の調理のための専用のものがあること。</u> (エ) <u>肉塊が接触する設備及び器具は専用のものを設け、及び備えること。</u> (3) (略) 2 (略)	(3) (略) 2 (略)
---	-----------------------------

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第42号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、<u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項ただし書及び第3項、法第16条第1項及び第3項、法第19条第1項、法第23条第1項第3号並びに法第28条第1項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の設置及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （設置） 第2条 <u>法第16条第1項の規定に基づき、能力開発校を設置する。</u> 2 （略） 第3条 （略） <u>（能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練）</u> 第4条 <u>法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。</u> <u>（能力開発校で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）</u> 第5条 <u>法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な職業訓練とする。</u> <u>（普通課程の訓練基準）</u> 第6条 <u>普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u> <u>（1）訓練の対象者</u> <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）であること又は同法による高等学校を卒業した者</u>	（設置） 第1条 <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）を設置する。</u> 2 （略） 第2条 （略）

- 若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業者等」という。)であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業者等を対象とする場合にあつては2年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあつては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあつては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生 (第10条の規定により能力開発校に入校した者をいう。以下同じ。)の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項(法第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による技能照査をもつて代えることができる。
2. 第3条第2項に規定する訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものを標準とする。
- (短期課程の訓練基準)

第7条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第

1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか必要に応じて面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。

(5) 訓練時間 総訓練時間が12時間（規則で定める訓練科に係る訓練にあつては、10時間）以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 第3条第2項に規定する訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものを標準とする。

（無料とする職業訓練）

第8条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、能力開発校において職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練とする。

（職業訓練指導員の資格）

第9条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

第10条 （略）

（退校処分）

第11条 知事は、訓練生が次の各号のいずれかに該当する場合は、退校させることができる。

第3条 （略）

（退校処分）

第4条 知事は、前条の規定により能力開発校に入校した者（以下「訓練生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退校させることがで

(1)～(4) (略) (入校審査料) 第12条 能力開発校（高等学校卒業生等を対象とする訓練科に限る。）の入校者選抜審査を受けようとする者は、入校願書に添えて、2,200円の入校審査料を納めなければならない。 2・3 (略) (入校料) 第13条 普通課程の普通職業訓練（高等学校卒業生等を対象とするものに限る。次条において同じ。）を受ける訓練生は、5,650円の入校料を4月25日までに納めなければならない。 第14条 (略) 第15条 (略) 第16条 (略) 第17条 (略) 第18条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略)	きる。 (1)～(4) (略) (入校審査料) 第4条の2 能力開発校（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科に限る。）の入校者選抜審査を受けようとする者は、入校願書に添えて、2,200円の入校審査料を納めなければならない。 2・3 (略) (入校料) 第4条の3 普通課程の普通職業訓練（学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とするものに限る。次条において同じ。）を受ける訓練生は、5,650円の入校料を4月25日までに納めなければならない。 第5条 (略) 第6条 (略) 第7条 (略) 第8条 (略) 第9条 (略) 第10条 (略) 第11条 (略)
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第43号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(新潟県流域下水道条例の一部改正)

第1条 新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の2第1項並びに法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置等) 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 (略) (構造の基準) 第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。 第4条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。 (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとす	(設置) 第1条 都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定に基づき、流域下水道を設置する。 (名称等) 第2条 流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町村は、次のとおりとする。 (略)

ることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

第5条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工^{きよ}の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きよ}その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をい

<u>う。以下同じ。)</u>は、<u>汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。</u> 第7条 <u>前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。</u> (1) <u>工事を施行するために仮に設けられる流域下水道</u> (2) <u>非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道</u> <u>(終末処理場の維持管理)</u> 第8条 <u>法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</u> (1) <u>活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</u> (2) <u>沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u> (3) <u>急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。</u> (4) <u>前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u> (5) <u>臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u> (6) <u>前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</u> 第9条 (略)	第3条 (略)
--	-----------------------

(新潟県都市公園条例の一部改正)

第2条 新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部

分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 (略) 第2章 都市公園の<u>設置及び管理</u> (<u>第1条の2</u>－<u>第9条</u>) 第2章の2～第5章 (略) 附則 (目的) 第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、<u>県が設置する都市公園の設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第2章 都市公園の<u>設置及び管理</u> (都市公園の配置及び規模の基準) 第1条の2 <u>法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</u> (2) <u>主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。</u> (公園施設の建築面積の基準) 第1条の3 <u>法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</u> (公園施設の建築面積の基準の特例) 第1条の4 <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290</u>	目次 第1章 (略) 第2章 都市公園の管理 (<u>第2条</u>－<u>第9条</u>) 第2章の2～第5章 (略) 附則 (目的) 第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、<u>県が設置する都市公園の管理</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第2章 都市公園の管理

号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1条の5 (略)

(指定管理者による管理)

第15条の3 (略)

2 (略)

3 指定管理者による管理の場合における第1条の5第2項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

別表第1 (第1条の5関係) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中新潟県都市公園条例目次の改正(「第2条」を「第1条の2」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する流域下水道であつて、第1条の規定による改正後の新潟県流域下水道条例第4条第5号の規定に適合しないものについては、同号の規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

第1条の2 (略)

(指定管理者による管理)

第15条の3 (略)

2 (略)

3 指定管理者による管理の場合における第1条の2第2項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

別表第1 (第1条の2関係) (略)

新潟県条例第44号

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、法第45条第3項及び法第48条の3ただし書の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条の定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分	地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
-----	-----	-------------------------------

第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分			車線の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25

		小型道路	2.75
	第2級及び	普通道路	3
	第3級	小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 第1種又は第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

- 5 中央帯の幅員は、必要な堆雪幅(雪を堆積するために設けられる道路の部分を用いる。以下同じ。)等を勘案して定めるものとする。

- 6 中央帯には、側帯を設けるものとする。

- 7 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	

	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

8 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

9 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

10 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級	普通道路	2. 5	1. 75
		小型道路	1. 25	
	第 3 級及び 第 4 級	普通道路	1. 75	1. 25
		小型道路	1	
第 2 種		普通道路	1. 25	
		小型道路	1	
第 3 種	第 2 級から	普通道路	0. 75	0. 5
	第 4 級まで	小型道路	0. 5	
	第 5 級		0. 5	
第 4 種			0. 5	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

い箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第2級及び 第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位　メートル)
第 1 種	第 2 級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第 3 級及び 第 4 級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 2 種		普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 3 種			0.5
第 4 種			0.5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあっては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 路肩の幅員は、必要な堆雪幅等を勘案して定めるものとする。
- 9 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員 (単位 メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、必要な堆雪幅等を勘案し、並びに当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、必要な堆雪幅等を勘案し、及び当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60

	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60, 50又は40	30
	第4級	50, 40又は30	20
	第5級	40, 30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)
100	460
80	280
60	150
50	100
40	60
30	30
20	15

2 前項の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、曲線半径を、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。この場合においては、積雪寒冷地域の特性を考慮して規則で定める値を勘案するものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)
100	380
80	230
60	120
50	80
40	50

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種 及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄に掲げる値以下とするものとする。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種 及び第3種	普通道路	100	3
		80	4
		60	5
		50	6
		40	7
		30	8
		20	9
	小型道路	100	4
		80	7
		60	8
		50	9
		40	10
		30	11
		20	12
第4種	普通道路	60	5
		50	6
		40	7
		30	8
		20	9
	小型道路	60	8
		50	9
		40	10
		30	11
		20	12

2 前項の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、車道の縦断勾配を、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄に掲げる値以下とすることができる。この場合においては、積雪寒冷地域の特性を考慮して規則で定める値を勘案するものとする。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種 及び第3種	普通道路	100	6
		80	7
		60	8
		50	9
		40	10
		30	11
		20	12

	小型道路	100	6
第4種	普通道路	60	7
		50	8
		40	9
		30	10
		20	11

(登坂車線)

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセント(設計速度が1時間につき100キロメートルである普通道路にあっては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸型曲線	6,500
	凹型曲線	3,000
80	凸型曲線	3,000
	凹型曲線	2,000
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000
50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700
40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25

20	20
----	----

(舗装)

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。

ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ます^{きよ}その他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、政令第12条並びに第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部^{さく}を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第37条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、政令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第4条から前条までの規定（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）による基準をそのまま適用すること

が適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより第3条（政令第3条第2項に係る部分に限る。）の規定による区分が変更されることとなるときは、政令第4条及び第12条並びに第3条（政令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。）、第4条、第5条第1項、第4項及び第7項、第7条第2項から第6項まで、第10項及び第12項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項、第6項及び第7項、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項、第6項及び第7項、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、政令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第3条から第41条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第44条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、政令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項

第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)並びに第3条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項の規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第45条 法第45条第3項の条例で定める道路に設ける道路標識の寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図ることを考慮して規則で定める寸法とする。

(立体交差とすることを要しない場合)

第46条 法第48条の3ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路であつて、第4条から第44条までの規定に適合しない部分があるものの当該適合しない部分に係る道路の構造の技術的基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
-

新潟県条例第45号

新潟県住宅の屋根雪対策条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢化が進展している本県において、住宅の屋根雪下ろしに係る事故における死傷者に対し高齢者が高い割合を占めている現状に鑑み、積雪期において住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、所有者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、住宅の屋根雪対策を推進するために必要な事項を定めることにより、高齢者をはじめとする県民の生命に関わる住宅の屋根雪下ろしに係る事故をなくし、もって積雪期において県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分をいう。
- (2) 住宅の屋根雪 住宅の屋根における積雪をいう。
- (3) 住宅の屋根雪対策 住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するための県が講ずる施策又は県民、所有者等若しくは事業者が行う取組をいう。
- (4) 所有者等 県内において住宅を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 事業者 業として、住宅の設計若しくは新築、増築、改築若しくは改良を行う者又は融雪等を行う設備を製造する者をいう。
- (6) 克雪住宅 融雪等の措置が講じられた住宅をいう。
- (7) 空き家 住宅であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。
- (8) 空き家の屋根雪 空き家の屋根における積雪をいう。

(基本理念)

第3条 住宅の屋根雪対策は、県民及び所有者等が自主的かつ主体的に行うものであるという認識の下に県、市町村、県民、所有者等及び事業者が相互に連携し、及び協力することにより、行われることを基本としなければならない。

- 2 住宅の屋根雪対策は、住宅の屋根雪下ろしが転落等の危険を伴う作業であり、安全を確保する必要があるものであるという認識の下に行われることを基本としなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住宅の屋根雪対策に関する基本的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の役割)

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする。

- 2 所有者等は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、克雪住宅の普及を図るよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への支援及び協力)

第8条 県は、住宅の屋根雪対策の推進に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施する住宅の屋根雪対策に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(克雪住宅の普及)

第9条 県内において住宅を新築しようとする者は、当該住宅を克雪住宅とするよう努めるものとする。

- 2 住宅の所有者は、その県内において所有する住宅を克雪住宅とするよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定は、前2項に規定する住宅が当該住宅の所在する地域の積雪の状況からみて住宅の屋根雪下ろしを要しないと認められる場合については、適用しない。

- 4 県は、克雪住宅の普及の促進を図るため、克雪住宅に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保)

第10条 住宅の屋根雪下ろしを行おうとする者は、住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境が整備されるまでの間、住宅の屋根雪下ろしを行う際には、安全な作業に適した作業衣の着用、転落等の事故の発生を未然に防止するための器具の使用その他安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全に関する意識の啓発を図るため、必要な情報の提供、安全確保の状況の調査その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(空き家の屋根雪下ろし等に関する取組)

第11条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家について、空き家の屋根雪下ろしその他保安上必要な管理を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村と連携し、所有者等による空き家の屋根雪下ろしその他保安上必要な管理が適切に行われるようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 県は、県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合として規則で定める場合には、市町村の求めに応じ、空き家の屋根雪下ろしその他必要な措置を講ずることができる。

- 4 前項の規定による措置に要する費用は、当該措置を講じた空き家を所有し、又は管理する者の負担とする。
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第46号

新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例

新潟県歯科保健推進条例（平成20年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加え、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消等を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。 （基本理念） 第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを旨として行われなければならない。 2 歯・口腔の健康づくりは、県民一人ひとりがその日常生活の中で関心と理解を深め、積極的に取り組むことが日常生活の中で習慣化され、将来の世代に伝えられることを旨として行われなければならない。 （市町村の役割） 第4条 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏	（目的） 第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。 （基本理念） 第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。 （市町村の役割） 第4条 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏

まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第5条 （略）

（事業者及び医療保険者の役割）

第6条 事業者は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔^{くう}疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔^{くう}の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の被保険者が、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔^{くう}疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔^{くう}の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

第7条 （略）

（財政上の措置）

第8条 県は、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県歯科保健計画）

第9条 （略）

2・3 （略）

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔^{くう}保健の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第

まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第5条 （略）

第6条 （略）

（財政上の措置）

第7条 県は、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県歯科保健計画）

第8条 （略）

2・3 （略）

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配

205号)に基づく医療計画その他の県が策定する
保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及
び連携に配慮するものとする。

5～7 (略)

第10条 (略)

(基本的施策の実施)

第11条 知事及び県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くう}
の健康づくりを推進するための基本的施策として、
次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する
情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の
構築並びに歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する知識
等の普及啓発に関すること。

(2) 県民が定期的に歯科健診を受けること等の勸
奨その他の必要な施策に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行
う学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、スポ
ーツ基本法(平成23年法律第78号)、労働安全衛
生法(昭和47年法律第57号)等に基づく歯・口
腔^{くう}に関する外傷及び障害等の防止及びこれらの
軽減を図るための対策等の推進に関すること。

(6) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対
する定期的な歯科健診又は歯科診療等の適切な
歯・口腔^{くう}の健康づくりの確保及び推進に関す
ること。

(7) 児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する
歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上
に関すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) 歯科口腔保健法第15条に規定する口腔保健^{くう}
支援センターの設置の推進に関すること。

(11) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(にいがた健口文化推進月間)

慮するものとする。

5～7 (略)

第9条 (略)

(基本的施策の実施)

第10条 知事及び県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くう}
の健康づくりを推進するための基本的施策として、
次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県民の歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に資する
情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の
構築に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対
する適切な歯・口腔^{くう}の健康づくりの確保及び推
進に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2 (略)

第11条 (略)

第13条 第2条の基本理念にのっとり、歯・口腔^{くわう}の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 にいがた健口文化推進月間は、11月1日から11月30日までとする。

(公表)

第14条 知事及び県教育委員会は、毎年度、第11条に規定する基本的施策その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第47号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第3条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第4条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

(1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

(2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。